

令和7年度第5回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和7年8月22日(金) 10時58分開会 11時28分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 21名／23名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、ただ今から令和7年度第5回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき定足数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿記載の委員23名中21名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>本来ですとここで山協会長の挨拶をお願いするところですが、本日午後に開催する市町村農業委員会会長・事務局長会議で挨拶いたしますので、常設審議委員会では省略させていただきます。</p>
2 開会挨拶 山協会長 事務局	<p>(挨拶省略)</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、山協会長に議長として進行いただきます。よろしく願いいたします。</p>
3 議事録署名人 の選任 議 長	<p>どうも、常設審議委員の皆様、暑い中出席いただきありがとうございます。先ほどありましたように、私の方で進行させていただきます。まずはじめに、議事録署名人の指名ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、私の方で議事録署名委員の指名をさせていただきます。角委員(米子市農業委員会会長)、竹原委員(北栄町農業委員会会長)をお願いいたします。</p>

<p>4 報告事項 議 長</p> <p>経営支援課</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、日程に基づきまして報告事項でございます。先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。</p> <p>(資料1により説明)</p> <p>ただいま報告がありましたが、皆さん方からご質問・ご意見等がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>5 議 事 議 長</p> <p>事務局</p> <p>米子市農業委員会事務局</p>	<p>無いようですので、議事に入らせていただきます。議案第一号。今月の農地法の規定に基づく県全体の総会附議状況を説明をしてください。</p> <p>それでは、令和7年8月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料2に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は4条案件はございません。 5条案件で、1件、米子市農業委員会の[] []についての意見聴取案件がございます。 これから説明を行っていただきますが、現地調査を実施していただいておりますので、農業委員会の方から説明をいただいたあと、現地調査の報告をお願いしたいと思います。 それでは、米子市農業委員会さんよろしくをお願いいたします。</p> <p>米子市農業委員会事務局の[]でございます。よろしく申し上げます。着座にて説明をさせていただきます。 [] [] 転用案件について説明いたします。 それでは、2ページの「30aを超える事案説明資料」を基に説明させていただきます。始めに、土地の所在地等ですが、[] [] となります。申請地の位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。本申請地は[] [] 全体事業については、5ページの全体事業計画図をご覧ください。全体事業面積は[]</p>

2 ページに戻りまして、2 の現在の営農状況ですが、6 ページの中間図も、併せて御覧ください。申請地は平成 3 年からほ場整備された農地であり、数年前から申請地につきましては保全管理となっています。

2 ページの 3 の転用事業者ですが、
[redacted]
[redacted] に関する事業など
を行っております。

次に、4 の転用目的ですが、
[redacted]
[redacted] 設置の必要があります。続きまして、転用要件の審査内容について、[redacted] 説明します。

続きまして、5 の立地基準について、(1)農地区分ですが、農業公共投資の対象農地で、第 1 種農地に該当します。(2)許可根拠については、今回の [redacted] は、市街地に設置することが困難又は不適當なものの施設の用に供するための転用であるため、1 種農地の例外にあたる市街地設置困難施設となります。(3)営農条件ですが、申請地は

[redacted] 申請地を含む周辺農地はほ場整備事業が施工済みです。

6 の一般基準、(1)他法令の許認可ですが、農振法については、農振農用地に該当しておりましたが、令和 7 年 6 月 12 日付けで農振除外済みです。地域計画については、目標地図の区域外であり、今回の転用により変更を行う必要はありません。都市計画法第 29 条の開発行為については、開発許可不要であることを建築相談課に確認済みです。廃掃法については、令和 6 年 11 月 18 日付けで [redacted] です。道路法については、協議済みであることを西部総合事務所維持管理課に確認済みです。盛土規制法については、許可不要であることを西部総合事務所維持管理課に確認済みです。文化財保護法については、文化振興課と協議済みです。続いて、(2)規模の妥当性ですが、7 ページの土地利用計画図をお願いします。赤色の線に囲まれた部分が転用範囲であり、青色の点線が遮音壁、黄色に着色された部分が計量棟及び計量器、桃色で着色された部分が浸出水処理施設兼管理事務所棟、紫色で着色された部分が洗車場、緑色で着色された部分が法面です。搬入方法については、

[redacted] より搬入道路に進入し、まず計量棟において受付および重量の計測を行います。その後、[redacted] に搬入し、洗車場でタイヤの洗浄を行い、再び計量棟にて重量の計測を行います。すべての作業が完了した後、運搬車両は搬入道路を出て再び [redacted] へと退出します。浸出水処理施設、管理事務所棟、駐車場 26 台、洗車場、計量棟、搬入道路を含めると妥当な転用規模であると判断しております。2 ページに戻りまして、(3)被害防除計画ですが、最低 50cm 最高 280 cm の盛土造成を行います。県道からの出入口部分が 2.8 m の段差があることから、新設する道路に盛土造成を行います。また、防音対策のため、隣地境

界に沿って高さ 2.5 m の遮音壁を設置します。なお、当該遮音壁は、法令の規定により [REDACTED] の周囲に設置が義務付けられているものです。浸出水処理施設・管理事務所棟は、地下 1 階地上 2 階建ての建物で、浸出水処理施設の他、一階が事務室、二階は研修室等が設置されます。次に 8 ページと 9 ページ目の排水経路図をお願いします。赤で示した埋立地内の全ての浸出水については、集水ピットに集めた後、ポンプアップして浸出水処理施設で処理し、調整池を経由して農業排水路へ排出します。埋立がⅠ期とⅡ期に分かれて行われる計画のため、Ⅰ期とⅡ期でそれぞれ排水経路図を添付していますが、処理方法については同じです。今回転用を行う敷地内の雨水については、新設する搬入道路に沿って道路側溝を設置し、調整池を経由して農業排水路へ排出します。申請地内に設置する事務所等から排出される汚水について、合併浄化槽で処理後、調整池を経由し、農業排水路へ排出します。流量計算の結果、調整池から農業排水路に排出する量を一定に保つことにより、許容放流量以下になることを確認済みです。10 ページの広域排水経路図をお願いします。 [REDACTED]

「30a を超える事案説明資料」に戻ります。続きまして、3 ページの 6 の一般基準の(4)資金調達計画ですが、 [REDACTED]

7 の農業公共投資につきましては、平成 3 年～平成 11 年に県営ほ場整備事業を行っております。 [REDACTED] からは、転用について差支えない旨の意見書の提出を受けております。

8 の土地改良区以外のその他の関係権利者について、 [REDACTED] 排水同意を確認しております。

9 の農業委員会の意見及び審議の概要につきまして、8 月 8 日開催の米子市農業委員会総会においても農地転用の許可基準に合致し、許可は妥当との意見を得ております。以上、 [REDACTED] 農地転用についての説明を終わります。よろしくをお願いします。

議 長

はい。説明が終わりました。それでは、ここで現地調査の報告を行っていただきます。現地調査の報告は、伯耆町農業委員会の加川委員にお願いいたします。

加川委員

令和 7 年 8 月 12 日に米子市役所で大山町農業委員会の江原会長と伯耆町農業委員会の加川が、米子市農業委員会事務局及び申請者を含めて、総勢 14 名で現地を確認いたしました。転用許可における法令審査状況については、先ほど事務局が説明があったとおりであり、特に問題はありませんでした。現地の状況ですが、添付されている現況写真のとおり、申請地は、圃場整備がされている

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>平坦地の優良農地の一部であります。先ほど説明がありましたように、県内産業の重要インフラである [REDACTED] [REDACTED] 既に得られており、周辺への農地等に与える影響を最小限に抑えるように、 [REDACTED] [REDACTED]、今回の農地転用許可申請については、許可相当と判断しております。</p> <p>以上で、現地調査の報告を終わります。よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、現地調査の報告が終わりました。それでは、委員の皆様から質問・意見がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご質問等が無いようです。 お諮りいたします。ただ今の米子市の案件について、附帯すべき意見はありませんでしたので、異議なしとしてよろしいか。賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。</p>
<p>6 情報提供 議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>次に情報提供ですが、農業会議の今後のスケジュールについて事務局説明してください。</p> <p>(資料説明及び参考資料説明)</p> <p>情報提供について説明が終わりました。この件について、皆様方の方で聞いてみたい件はありますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>7 その他 議 長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、情報提供については終わりました、7番のその他ですが、事務局説明をしてください。</p> <p>(次回開催日程について説明)</p>

8 閉 会	
議 長	その他、皆さんの方でございましたら。ありませんか。 (その他の意見等なし)
議 長	ないようですので、本日の常設審議委員会を閉会とさせていただきます。 (午前 10 時 28 分)